

1 私立保育所（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

社会福祉法人

(2) 補助対象事業

私立保育所の高台移転及び高層化に係る社会福祉法人が実施する施設整備に対して市町村が助成する事業

(3) 補助対象経費

| 種 目 | 対 象 経 費 |
|--------------------------------------|--|
| 本体工事費 | <p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p> |
| 特殊附帯工事費 | 特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費 |
| BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算 | <p>施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。</p> <p>(1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの</p> |
| 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象) | <p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。</p> |
| 土地造成費 | <p>高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。</p> <p>「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。</p> |

(4) 留意事項

ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用

(イ) 職員の宿舎に関する費用

(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資す

ること等により、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。

(ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備

(イ) 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

(ウ) 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

※補助金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は補助金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。

(エ) その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(5) 補助基準額及び補助率

基準額表及び補助率については【高台移転及び高層化施設整備事業 基準額表】のとおりとする。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

ア 国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。

イ 「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日付け20文科初第1279号・雇児発第0305005号)に基づく「安心こども基金管理運営要領」の「別添1 保育所緊急整備事業」(以下「保育所緊急整備事業」という。)を活用できる事業については、【保育所緊急整備事業 基準額表】によりその所要額を算出し、明記することとする。

なお、保育所緊急整備事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

【高台移転及び高層化施設整備事業 基準額表】

<本体工事>

単位：千円

| | 補助基準額 | 補助率 |
|--|----------|---------|
| 定員 20 名以下 | 125,800 | 県 3 / 4 |
| 定員 21～30 名 | 136,200 | |
| 定員 31～40 名 | 153,100 | |
| 定員 41～70 名 | 173,700 | |
| 定員 71～100 名 | 228,100 | |
| 定員 101～130 名 | 272,400 | |
| 定員 131～160 名 | 316,800 | |
| 定員 161～190 名 | 361,000 | |
| 定員 191～220 名 | 408,900 | |
| 定員 221～250 名 | 446,400 | |
| 定員 251 名以上 | 493,900 | |
| 特殊附帯工事 | 21,100 | 県 3 / 4 |
| 設計料加算 | 対象経費の 5% | 県 3 / 4 |
| B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算 | 10,000 | 県 3 / 4 |

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位：千円

| | 補助基準額 | | 補助率 |
|--------------|--------|----------|---------|
| | 解体撤去工事 | 仮設施設整備工事 | |
| 定員 20 名以下 | 2,793 | 4,974 | 県 3 / 4 |
| 定員 21～30 名 | 3,168 | 6,072 | |
| 定員 31～40 名 | 4,224 | 7,360 | |
| 定員 41～70 名 | 5,314 | 10,222 | |
| 定員 71～100 名 | 7,495 | 15,333 | |
| 定員 101～130 名 | 8,994 | 18,400 | |
| 定員 131～160 名 | 11,244 | 23,002 | |
| 定員 161～190 名 | 13,492 | 25,149 | |
| 定員 191～220 名 | 15,742 | 29,340 | |
| 定員 221～250 名 | 17,991 | 33,532 | |
| 定員 251 名以上 | 20,241 | 37,723 | |

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

【保育所緊急整備事業 基準額表】

<本体工事>

単位：千円

| | 補助基準額 | | 補助率 |
|--------------|--------------------|---------|---------|
| | 解体撤去工事 | 仮施設整備工事 | |
| 定員 20 名以下 | 2, 145 | 3, 821 | 国 1 / 2 |
| 定員 21～30 名 | 2, 433 | 4, 664 | |
| 定員 31～40 名 | 3, 244 | 5, 654 | |
| 定員 41～70 名 | 4, 083 | 7, 853 | |
| 定員 71～100 名 | 5, 758 | 11, 780 | |
| 定員 101～130 名 | 6, 910 | 14, 137 | |
| 定員 131～160 名 | 8, 638 | 17, 671 | |
| 定員 161～190 名 | 10, 366 | 19, 322 | |
| 定員 191～220 名 | 12, 095 | 22, 541 | |
| 定員 221～250 名 | 13, 822 | 25, 762 | |
| 定員 251 名以上 | 15, 551 | 28, 982 | |
| 特殊附帯工事 | 16, 230 | | |
| 設計料加算 | 本体工事費に係る補助基準額の 5 % | | 国 1 / 2 |

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事費>

単位：千円

| | 補助基準額 | | 補助率 |
|--------------|---------|---------|---------|
| | 解体撤去工事 | 仮施設整備工事 | |
| 定員 20 名以下 | 2, 145 | 3, 821 | 国 1 / 2 |
| 定員 21～30 名 | 2, 433 | 4, 664 | |
| 定員 31～40 名 | 3, 244 | 5, 654 | |
| 定員 41～70 名 | 4, 083 | 7, 853 | |
| 定員 71～100 名 | 5, 758 | 11, 780 | |
| 定員 101～130 名 | 6, 910 | 14, 137 | |
| 定員 131～160 名 | 8, 638 | 17, 671 | |
| 定員 161～190 名 | 10, 366 | 19, 322 | |
| 定員 191～220 名 | 12, 095 | 22, 541 | |
| 定員 221～250 名 | 13, 822 | 25, 762 | |
| 定員 251 名以上 | 15, 551 | 28, 982 | |

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

2 私立幼稚園

(1) 整備対象施設の設置主体

学校法人

(2) 補助対象事業

私立幼稚園の高台移転及び高層化に係る私立幼稚園設置者が実施する施設整備事業

(3) 補助基準額及び補助対象経費

「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱」（平成11年4月1日文科大臣裁定）の規定により交付される補助金を基礎として教育長が別途定めるもの。

(4) 補助率 3/4以内

ただし、私立学校施設整備費補助金（「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱」の規定により交付される補助金）の交付を受けて実施する事業については、前項の規定に基づき算定した額から、国からの補助金等の額を控除した額をもって補助金額とする。

3 幼保連携型認定こども園（高知市を除く）

(1) 整備対象施設の設置主体

学校法人等

(2) 補助対象事業

幼保連携型認定こども園の高台移転及び高層化に係る学校法人が実施する施設整備に対して市町村が助成する事業

(3) 補助対象経費

| 種 目 | 対 象 経 費 |
|--------------------------------------|---|
| 本体工事費 | 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。 |
| 特殊附帯工事費 | 特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費。 |
| BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算 | 施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。 (1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの |
| 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象) | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。 ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。 |
| 土地造成費 | 高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。 |

(4) 留意事項

ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用

(イ) 職員の宿舎に関する費用

(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

イ 特殊附帯工事とは、保育所等において消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供することを目的とする施

設整備であって、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるものに係る工事をいう。

(ア) 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備

(イ) 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

(ウ) 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

※補助金により整備したソーラー発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。
余剰電力が発生した場合については、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は補助金により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。

(エ) その他、資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

(5) 補助基準額及び補助率

ア 基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。

国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

<本体工事>

単位：千円

| | 補助基準額 | 補助率 |
|--|----------|---------|
| 定員 20 名以下 | 125,800 | 県 3 / 4 |
| 定員 21～30 名 | 136,200 | |
| 定員 31～40 名 | 153,100 | |
| 定員 41～70 名 | 173,700 | |
| 定員 71～100 名 | 228,100 | |
| 定員 101～130 名 | 272,400 | |
| 定員 131～160 名 | 316,800 | |
| 定員 161～190 名 | 361,000 | |
| 定員 191～220 名 | 408,900 | |
| 定員 221～250 名 | 446,400 | |
| 定員 251 名以上 | 493,900 | |
| 特殊附帯工事 | 21,100 | |
| 設計料加算 | 対象経費の 5% | 県 3 / 4 |
| B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算 | 10,000 | 県 3 / 4 |

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

| | 補助基準額 | | 補助率 |
|--------------|--------|---------|---------|
| | 解体撤去工事 | 仮施設整備工事 | |
| 定員 20 名以下 | 2,793 | 4,974 | 県 3 / 4 |
| 定員 21～30 名 | 3,168 | 6,072 | |
| 定員 31～40 名 | 4,224 | 7,360 | |
| 定員 41～70 名 | 5,314 | 10,222 | |
| 定員 71～100 名 | 7,495 | 15,333 | |
| 定員 101～130 名 | 8,994 | 18,400 | |
| 定員 131～160 名 | 11,244 | 23,002 | |
| 定員 161～190 名 | 13,492 | 25,149 | |
| 定員 191～220 名 | 15,742 | 29,340 | |
| 定員 221～250 名 | 17,991 | 33,532 | |
| 定員 251 名以上 | 20,241 | 37,723 | |

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。

4 連携型外認定こども園（高知市を除く）

（1）整備対象施設の設置主体

社会福祉法人、学校法人

（2）補助対象事業

連携型外認定こども園の高台移転及び高層化に係る認定こども園設置者が実施する施設整備
に対して市町村が助成する事業

（3）補助対象経費

| 種 目 | 対 象 経 費 |
|--------------------------------------|--|
| 本体工事費 | <p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p> |
| BCP(被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算 | <p>施設と一体的に整備されるものであって、次に掲げるものに必要な工事費又は工事請負費等のうち教育長が必要と認めるものをいう。</p> <p>(1) 備蓄倉庫 (2) 非常用電源施設 (3) 浄水施設等の整備 (4) その他、被災後の地域の継続的な保育の提供の確保のための整備であって必要と認められるもの</p> |
| 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築の場合が対象) | <p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費。</p> <p>ただし、施設の高層化に伴い実施するものに限る。</p> |
| 土地造成費 | <p>高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合の土地造成費。</p> <p>「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日高知県公表）における最大津波浸水深予測以上の標高とするものを対象とする。ただし、当該予測未満の標高とする場合であっても、現地の状況を総合的に判断して適当と認められるときは、この限りではない。</p> |

（4）留意事項

ア 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

(ア) 土地の買収又は整地（高層化に伴う土地造成の場合を除く。）に関する費用

(イ) 職員の宿舎に関する費用

(ウ) その他施設整備費として適当と認められない費用

(5) 補助基準額及び補助率

ア 基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。

国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。ただし、設置主体の負担額が総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)の4分の1未満になる場合は、総事業費の4分の1に不足する額を補助金額(県分)から減額し、設置主体の負担額を総事業費の4分の1とする。

○ 認定こども園を構成する保育所及び幼稚園を整備する場合

認定こども園を構成する保育所及び幼稚園を整備する場合は、「1 私立保育所(高知市除く)」に定める当該保育所及び幼稚園の定員規模に該当する基準額及び補助率とすること。

○ 認定こども園を構成する保育所機能部分及び幼稚園機能部分を整備する場合の基準額表及び補助率については、以下のとおりとする。

<本体工事>

単位：千円

| | 補助基準額 | 補助率 |
|--|---------|---------|
| 定員 20 名以下 | 88,000 | 県 3 / 4 |
| 定員 21~30 名 | 95,200 | |
| 定員 31~40 名 | 107,200 | |
| 定員 41~70 名 | 121,500 | |
| 定員 71~100 名 | 159,600 | |
| 定員 101~130 名 | 190,600 | |
| 定員 131~160 名 | 221,700 | |
| 定員 161~190 名 | 252,700 | |
| 定員 191~220 名 | 286,200 | |
| 定員 221~250 名 | 312,400 | |
| 定員 251 名以上 | 345,700 | |
| B C P (被災後の地域の継続的な保育の提供の確保)への対応に係る整備加算 | 10,000 | 県 3 / 4 |

注ア 実支出額と補助基準額のうち低い額を基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

| | 補助基準額 | | 補助率 |
|--------------|--------|---------|---------|
| | 解体撤去工事 | 仮施設整備工事 | |
| 定員 20 名以下 | 1,954 | 3,481 | 県 3 / 4 |
| 定員 21～30 名 | 2,217 | 4,251 | |
| 定員 31～40 名 | 2,956 | 5,151 | |
| 定員 41～70 名 | 3,720 | 7,155 | |
| 定員 71～100 名 | 5,245 | 10,734 | |
| 定員 101～130 名 | 6,295 | 12,880 | |
| 定員 131～160 名 | 7,870 | 16,099 | |
| 定員 161～190 名 | 9,445 | 17,602 | |
| 定員 191～220 名 | 11,020 | 20,538 | |
| 定員 221～250 名 | 12,594 | 23,472 | |
| 定員 251 名以上 | 14,169 | 26,406 | |

<土地造成費>

高台移転の適地がないと認められる場合で、盛り土等により嵩上げし、改築等を行う場合、その土地造成費については、対象経費の実支出額を基準額とすること。補助率は4分の3とする。